

事業再評価調書

調書11

事業名		正蓮寺川公園
担当		ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 計画課 (連絡先: 06-6469-3834)
1 再評価理由		事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成19年度以前に事業開始分)(国庫補助事業であったが平成22年から交付金化)
2 事業概要	①所在地	此花区島屋1丁目～福島区大開4丁目
	②事業目的	<p>本事業は、正蓮寺川総合整備事業(河川内での阪神高速淀川左岸線の整備に併せて、河川機能を確保するとともに環境整備を行うことを目的としたもの)の一環として、阪神高速を蓋掛けした上面も有効利用し、建設局事業の正蓮寺川歩行者専用道と一体的に公園整備を行うものである。</p> <p>大阪市此花区の正蓮寺川周辺地区においては、国道43号と河川により地域が分断されており、安全で快適な日常生活をおくるために必要不可欠である緑地やアメニティ性の高いオープンスペースが不足している。そのため、六軒家川との分岐付近から北港大橋までの河川域を公園整備するものである。</p>
	③事業内容	<p>全体計画面積18.8ha *公園面積は公園園路としての機能を兼用する正蓮寺川歩行者専用道を含む。</p>
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があり、広大な公園整備に必要な事業費の確保が課題となっている。 ・平成23年度ゆとりとみどり振興局運営方針において、「市民が安全・安心で快適に都市公園を利用でき、身近なレクリエーションや地域の活動と協働の取組が推進できる場となるよう、緑豊かでうるおいのある整備を進める」としており、地元からは本事業の早期整備が求められている。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <p>①直接利用価値(直接的に公園を利用することによって生じる価値) 健康促進、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など</p> <p>②間接利用価値(間接的に公園を利用することによって生じる価値) 季節感を享受できる景観の提供、火災延焼防止・遅延、二酸化炭素の吸収など</p> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民(大阪市内の全世帯)
	③費用便益分析	<p>[算出方法]</p> <p>「改訂版第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」(国土交通省) *便益は園路としての歩行者専用道を含む公園全体がもたらす便益とする。 また、費用は公園および歩行者専用道の双方に係る費用を含む。</p> <p>[分析結果]</p> <p>費用便益比 B/C=14.64 (総便益B: 2,042億円、総費用C: 139億円)</p>
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) レクリエーション空間の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・休養、散策、スポーツなどの日常的な余暇活動、人と人のふれあいの場を提供 2) 都市の防災性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所である高見地区へのアクセス性の向上 3) うるおいのある都市景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・人々の心にやすらぎを提供し、季節感を演出するとともに、うるおいのあるまちなみの形成に寄与 4) 都市環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化と酸素の供給、騒音の防止や防塵など 5) 地域コミュニティの育成、地域やまち全体に対する愛着の醸成に貢献 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民
	⑤事業の必要性	<p>正蓮寺川公園と正蓮寺川歩行者専用道を一体的なものとして行った費用便益分析の結果では、費用便益比が14.64であり、投資効果が十分見込める事業であると判断している。更に、正蓮寺川周辺地域には、広域避難場所である高見地区があるなど、定量的な便益に換算していない効果も有しており、本事業の必要性は高まっている。なお、本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として他事業と連携し、関連事業の進捗に併せて事業実施を進める必要がある。</p>

		事業開始時点 (平成14年度)	再評価時点 (平成23年3月)
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業採択年度 平成14年度 阪神高速道路の完了後速やかに着手	事業採択年度 平成14年度 着工年度 平成25年度 完了予定年度 平成32年度
	②事業規模	公園整備面積18.8ha	公園整備面積18.8ha
	うち完了分	—	0ha
	進捗率	—	0%
	③総事業費	67億円	67億円
	うち既投資額	—	11億円
	進捗率	—	16%
	④事業内容の変更状況とその要因	特になし	
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>本事業を含む、正蓮寺川総合整備事業は、特記事項に示しているとおり、多岐に渡る関連事業が輻輳しており、当初より長期にわたる事業となっている。</p> <p>また、本公園は、公園内の歩行者専用道と一体的に整備することが必要となっており、歩行者専用道を含む公園面積は約18.8haと広大なため、工事施工においても相応の期間を要するものである。</p> <p>現在、各事業者により基盤整備が進められているが、当初から阪神高速道路の函体及び周囲の基盤整備完成後に公園整備を行う計画をしており、高速道路開通後の平成25年春以降でなければ公園整備ができないため。</p>	
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	<ul style="list-style-type: none"> 二次製品（縁石等）の積極的利用等による施設整備費を低減する。 	
⑦今後の事業進捗の見通し	<p>本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、引き続き他事業の工事進捗を勘案しながら、必要となる事業費確保に努めるとともに、着実な事業実施を進め、平成32年度を目途に完成を目指す。</p>		
5 事業の優先度の視点	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるため、着実に事業を進める必要がある。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービスとして、緑豊かなオープンスペースを早期に提供できない。また、広域避難場所である高見地区へのアクセスルートを早期に提供できないことから防災機能の発揮が遅れる。 		
6 特記事項	<p>正蓮寺川総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路事業（阪神高速淀川左岸線の整備）：阪神高速㈱ 河川事業（河川機能代替え施設として暗渠、縮切堤及び水門等の整備）：大阪府 下水道事業（抽水所、暗渠の整備） 公園事業（正蓮寺川公園の整備） 街路事業（正蓮寺川歩行者専用道の整備） <p>：大阪市</p>		
7 対応方針 (原案)	<p>「事業継続（評価B）」</p> <p>本事業は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業である河川事業や高速道路事業、下水道事業、街路事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、関連事業の進捗を勘案しながら、必要となる予算を確保し、完成に向けて着実に事業を実施する。</p>		